

コッコロ通信

手と手を重ねるとあったかいね。
みえないけれど
人と人の心を重ねると
もっとあったかいね。
(H24 人権メッセージ優秀作品)



あなたのいいところみつけたよ。
わたしのいいところみつけてね。
(H24 人権メッセージ優秀作品)

もくじ

2P~3P

講演会レポート「新しい視点から同和問題を考える」石元 清英さん

4P~5P

人権課題について学ぼう
感染症・難病等をめぐる人権
犯罪被害者等の人権

6P~7P

トピックス 12月4日から10日は「人権週間」です
シリーズ 女性の人権について

8P

市町村の人権啓発の取組み



コッコロ

新しい視点から 同和問題を考える

8月22日、熊本県庁で『人権同和問題指導者育成講座』を開催し、関西大学社会学部教授の石元清英（いしもと きよひで）先生に、「新しい視点から同和問題を考える」と題して講演していただきました。

同和地区に対しては一面的なマイナスイメージや誤解があること、また、部落差別には根拠がなく、同和地区の定義が厳密にはできないという特徴があること、自分の問題として人権問題を考える必要があること等についてお話がありました。

いしもと きよひで
石元 清英先生

【講師プロフィール】

関西大学社会学部教授。専門は部落問題論、差別論。関西大学人権問題研究室室長、全国大学同和教育研究協議会会長、ひょうご部落解放・人権研究所所長も務める。



同和地区に対する一面的なイメージ

私は、大学で同和問題を教えています。非常に強く感じるのは学生たちが同和地区に対して一面的なマイナスイメージを持っているということです。

私は授業を始める前に、まず学生からアンケートをとります。学生がどの程度、同和問題を理解しているのか把握し、講義の進め方を考えるためです。その結果、毎年なのですが、必ず「暗い・貧しい・閉鎖的」というイメージが出てきます。これは、同和地区の人たちというのは差別されているから暗いんだろう。差別されているから貧しいんだろう。あるいは貧しいから差別されているんだろう。そして差別され続けた結果、閉鎖的なんだろう。こういうイメージを持ってしまっています。

こういったイメージがなかなか正されるという機会がないまま、その一面的なマイナスイメージを持って大学に来ている学生が多いです。このように同和地区については、非常に一面的なマイナスイメージが持たれています。

同和地区の定義

同和地区を定義しようと思っても厳密な定義はできません。これが同和問題の非常に大きな特徴です。同和对策事業特別措置法の第1条には同和地区の定義が行われています。

「歴史的社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域」。結局は部落差別を受けているところが同和地区だといっているにすぎません。

いわゆる江戸時代の身分制度のなかで賤民身分とされた人たちが住んでいた所が同和地区なんだろうと考えている人が多いと思います。確かにこの人たちが住んでいたところが同和地区になっているケースは数多くあるんですが、賤民身分以外の人たちが住んでいたところも非常にたくさんあります。

結局、同和地区とは何かといった場合に、同和地区だとみなされている所が同和地区だと。そのようにしか言えないんです。ですから部落差別の根拠も非常にあやふやです。

同和問題への理解

この世の中に自分が存在するということは、これは間違いなく、例外なく父親と母親がいたということであり、その父親と母親がいたということは、それぞれに父親と母親がいたということなんです。

父母が2人いて、祖父母が4人いて、曾祖父母が8人いる。高祖父母が16人いる。倍々増えていきます。20代さかのぼると100万人を超えます。

このように、どんな人でも数えきれない程の血が混じって今の自分があるんです。いくら名門の出だといっても、その人をさかのぼっていくと数えきれないほどの祖先がいる。

そう考えると血筋というのはあやふやで幻想にすぎないということが見えてくるんじゃないでしょうか。

こういったことに気付くことが同和問題への理解を深めることに繋がっていくんじゃないかなと、私は思っています。



身近な人権問題（入門編）から同和問題（応用編）へ取り組む

同和問題は重要だから、同和問題から人権教育、人権啓発を始めるというやり方が、今でもよく行われています。

しかし、私は同和問題を入口に置く人権教育、人権啓発というのは、あまり効果がないんじゃないかなと思います。同和問題と聞いても何か身近に感じないという人が少なくないと思うんです。

それはどうしてかという、どこに同和地区があるのかよくわからないし、誰が同和地区に住んでいるのかよくわからない。そういった問題から入っていくと、人権問題が自分とは直接関係のない、どこか知らないところで困難を抱えている人たちのことを考える問題なんだと、そういうふうになりやすいんです。

ですから、例えば高齢者問題、障がい者問題、あるいは女性問題のように、もっと身近な問題から人権問題に入っていく、自分との関わりが明確に見える問題として考えを巡らせたうえで、次に応用問題として同和問題に入る方がむしろ効果的ではないかなと思います。

要するに入門編として置くのではなくて、応用編として同和問題を置く方が理解が深まると私は思います。

職場における人権研修

人権問題というのは、自分の周りの人間関係をどういいものに変えていくのか、どう気持ちのいいものにしていくのかという問題がまず第一歩だと思います。

これは職場の人間関係でもそうです。

お互い尊重しあえるような関係が築けていけば信頼関係が生まれますので、おのずから職場自体、この会社自体、組織自体の成績も上がっていくと思います。

お互い見下していたり、馬鹿にしていたり、あるいはつまらんやつだと思っていたり、こういった人の集団、その組織というのは、うまくは機能しません。

ですから人権研修に取り組むということは、単に人権問題＝差別を起こさないというだけではなくて、職場の人間関係をよくしていくことにもつながることではないかなと思います。

感染症・難病等をめぐる人権

不確かな情報に左右されて行動したり、
外見だけで人を判断したりしていませんか？

Q1 どんな課題がありますか？

●HIV, AIDS 等の感染症をめぐる人権問題

病気に対する正しい知識の不足により、本人や家族に対する入園・入学や登園・登校の拒否、職場や医療現場での差別、プライバシー侵害などの問題が起きています。

●感染症患者やその家族に対する差別や偏見

これまで知られていなかった感染症の発生や国際交流の活発化・迅速化等により、感染症対策の重要性が増しています。その中で、病気に対する不安や恐怖心、正しい情報の不足等により、患者及びその家族等への差別や偏見等の人権侵害や風評被害などの社会的な混乱が生じるといった問題が起きています。

●難病等をめぐる人権問題

難病の多くは原因が不明で治療法も確立されていないため、長期にわたる治療が必要です。経済的、精神的な負担や、介護に伴う家族の負担も大きくなります。また、病気の特徴によっては外見では全く変化がない場合もあり、差別や偏見をおそれて病気を隠している人も少なくありません。

Q2 どんな取組みが行われていますか？

熊本県の取組み

●感染症に関する知識の普及啓発

保健所を中心に市町村及び医師会等と連携した感染症予防教育の推進、パンフレットの配布や研修会の実施など、患者等への差別・偏見の排除に向けた啓発の推進等を行っています。

●熊本県難病相談・支援センター

熊本県が NPO 法人熊本県難病支援ネットワーク（熊本県の難病患者団体等によって立ち上げられた特定非営利活動法人）に業務を委託して実施しています。

患者さんやご家族の方々の悩みや不安等の解消を図るとともに、各種相談をはじめ、患者・家族会等の交流、病気に関する情報の提供、就労支援等の事業を実施し、難病患者がもつ様々なニーズに対応したきめ細やかな相談や支援を行っています。

電話：096-331-0555

受付時間：月～金（祝日・年末年始を除く）9:00～16:00

Q3 わたしたちにできることは？

**病気について正しく理解し、地域や社会で、
ともに生きる仲間として接していきましょう。**

病気に対する誤った情報は、患者やその家族に対する偏見や差別につながります。また、外見で人を判断する態度が病気で苦しむ方をさらに傷つけてしまうことがあります。日頃から不確かな情報に惑わされない態度や、相手の立場になって考える態度を身につけていきましょう。

犯罪被害者等の人権

日常生活の中で、興味本位のうわさに惑わされてしまうことがありますか？

犯罪被害者は、自分とは関係ない存在だと考えていませんか？

Q1 どんな課題がありますか？

●直接的被害

- ・精神的被害…恐怖心、絶望感など
- ・身体的被害…外傷、後遺症など
- ・経済的被害…金品、財産の損失など
- ・社会的被害…社会的地位や名誉の損失など

●二次的被害

- 興味本位のうわさや心ない中傷
 - 行き過ぎた取材や事実と異なる報道
 - 捜査・裁判過程での精神的・時間的負担
- 犯罪被害者やその家族は、ある日突然不法な行為により生命、身体、財産に危害を受けるだけでなく、誤った情報や偏見によって精神的に苦しめられることもあります。

Q2 どんな取り組みが行われていますか？

熊本県の取り組み

●第2次熊本県犯罪被害者等支援に関する取組指針(2011)

「犯罪被害者等の平穏な日常生活への復帰」「犯罪被害者等を支える社会環境づくり」「推進体制の充実」を重点的な課題・取組方針として、合計 105 施策に取り組んでいます。

2015 年には改定を行い、犯罪被害者等を取り巻く環境の変化等を考慮し更なる県民の理解の促進、犯罪被害者等支援の充実等に取り組むこととしています。

●公益社団法人くまもと被害者支援センター

熊本県公安委員会が指定する「犯罪被害者等早期援助団体」として活動しており、「電話・面接相談」「病院・警察署・検察庁・裁判所等への付き添い等の直接支援」「被害者グループへの支援」「相談員、支援ボランティア等の支援者の育成」「広報・啓発活動」等の業務に取り組んでいます。

相談専用電話：096-386-1033

受付時間：月～金（祝日・年末年始を除く）10:00～16:00

Q3 わたしたちにできることは？

誰もが犯罪に巻き込まれ、被害者やその家族の立場になる可能性があると考え、当事者の立場に立った接し方や支援をしていきましょう。

事件・事故に巻き込まれた被害者等が立ち直るには長い時間が必要です。

周囲からの不適切な言動で、さらに傷つけることがないように、被害者の現状を理解し、被害者の心に寄り添い、被害者の視点で支えていくことが大切です。

女性の人権について

平成25年6月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が一部改正され、平成26年1月から施行されます。

今回の改正によって、事実婚を含む配偶者や元配偶者だけでなく、「生活の本拠を共にする交際相手からの暴力」についても保護の対象として追加されることになります。

ドメスティックバイオレンス(DV)は、女性の人権問題の中の大きな課題の一つですが、「外部からの発見・介入が困難であり、かつ、継続的になりやすい」という傾向があります。

今回は、NPO法人こころのサポートセンター・ウィズ理事長の西原鈴代(にしはら すずよ)さんの平成24年度のラジオ番組の内容を再構成してご紹介します。

Q. DVを受けたらどうすればいいのですか？

A. まずは逃げることです。そして、適切な機関に相談することです。
しかし、実際は、逃げるできない人も少なくないんです。

Q. 怖い思いをしているにもかかわらず、なぜ逃げるできないんですか？

A. 被害者が悪く言われることが多いのですが、なぜ逃げないのかというと、いつも暴力的なわけではなく、優しいときもあるので、優しいときが本当の姿だと思ってしまい、逃げるタイミングがなくなることがあります。泣き落としにかかる人もいて、その場合は、加害者を見捨てることに罪悪感を持ったりします。また、脅す人もいますが、自分さえ我慢すればと考えてしまうんです。子どもの父親を奪うことに抵抗感がある人は、子どものために我慢してしまいます。
また、暴力を振るわれると、「逃げる」という発想がなくなるんです。どう生き延びるかは考えるのですが、その場を離れるという選択肢は思い浮かばなくなるんです。

Q. 誰かがDVの被害にあっていることに気づいたら、まわりの人はどうすればいいのですか？

A. 被害者本人に、DVを受けているという自覚がないときには「それはDVだ」とは言わない方がいいです。かえって態度が硬くなってしまいます。
「体がきつそうだね」「眠れていないんじゃない？」などと語りかけ、本人を連れて相談に来てほしいですね。DVによって、身体的にも精神的にも深刻な影響を受けることがありますので、早めに相談してほしいです。

Q. みなさんへのメッセージをお願いします。

A. 自分が我慢すればいいと思ったり、頑張って相手を変えようとする場合がありますが、加害者の行動パターンを変えるのは難しいです。
ですから、自分一人でどうにかしようとするのではなく、なるべく早く、第三者に間に入ってもらうことが大事です。
自分が受けている行為がDVだとは思わなくても、「ちょっとおかしいな」とか「息苦しいな」とか違和感を感じたときには、すぐに誰かに相談してください。ちょっとしたことからこそ相談しやすいと思います。相談されたからと言ってすぐに離婚を勧めたりはしません。一緒にいたいということならば、どうやったら安全にいられるのかを一緒に考えていきます。

こころのサポートセンター・ウィズ 電話相談(無料) 096-339-0277

第1・3木曜日 19:00~21:00, 毎週金曜日 10:00~15:00, 第2土曜日 10:00~12:00

頑張ってます！

このコーナーでは、県内の市町村における人権啓発の取組みについてお知らせします。
今回は大津町で行われた取組みをご紹介します。

第22回大津町人権・同和教育推進大会

平成25年7月13日(土)、大津町生涯学習センター文化ホールにおいて「第22回大津町人権・同和教育推進大会」を開催しました。

あらゆる差別の現実^にに学び、日々を見つめながら、人権が尊重される^{ところ}豊かな地域づくりを推進するため毎年開催しており、今回は講師に元菊池市教育委員会教育委員長で、現在、県人権センター登録講師の茅島祐一^{かやしま ゆういち}さんによる「『足元^{あしもと}から』～同和教育から人権教育へ、そして人間教育へ～」と題しての講演を行いました。

講演では、傍観者は差別の始まり！ そっとしておけば差別は解決するのか？ など、行政としてこれまでの経験を交えながらの話に対し、「実践に基づく身近な話題でわかり易い、日頃の自分を見つめ直す機会を与えてくれた」と参加者から多数の共感の声をいただきました。

12月7日(土)には、同会場において「人権を考える女と男のつどい^{ひとひと}」を開催します。

大津町では、人権意識の高揚につながるよう家庭や地域で、男女が性別に関わりなく、個性を認め合える男女共同参画社会の実現に向けても引き続き取り組んでいきます。



茅島祐一さん



コッコロ隊ステージ

人権に関する相談をお受けします。

熊本県人権センターでは、相談員が面接や電話で人権に関する相談をお受けし、助言や情報提供を行っています。(相談は無料。プライバシーは守ります。)
下記の相談専用電話までご連絡ください。

相談専用電話 096-384-5822

相談時間 9:00~12:00 / 13:00~16:00

熊本県環境生活部県民生活局人権同和政策課(熊本県人権センター)

住所 〒862-8570 熊本市中央区水前寺6丁目18番1号[県庁行政棟新館2階]
開館時間 8:30~17:15
休館日 土曜・日曜・祝日・年末年始
電話番号 096-333-2299
FAX 096-383-1206
メール jinken@pref.kumamoto.lg.jp

熊本県人権センター

検索

